

報告第 6 号

令和 7 年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

令和 7 年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告するものがあります。

令和 8 年 9 月 25 日提出

芽室町長 手 島 旭

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

項 目	健全化判断比率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	1 3 . 7 1
② 連結実質赤字比率	—	1 8 . 7 1
③ 実質公債費比率	9 . 7	2 5 . 0
④ 将来負担比率	6 6 . 6	3 5 0 . 0

＊実質赤字額及び連結実質赤字額はなし。

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	2 0 . 0
公立芽室病院事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業会計	—	2 0 . 0
地域開発事業特別会計	—	2 0 . 0

令和 7 年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 18 日審査に付された令和 7 年度芽室町健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を付します。

令和 8 年 9 月 17 日

芽室町監査委員 岩 波 栄



芽室町監査委員 常 通 直



芽室町長 手 島 旭 様

第1 審査の概要

1 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ・ 実質赤字比率
- ・ 連結実質赤字比率
- ・ 実質公債費比率
- ・ 将来負担比率

(2) 資金不足比率

- ・ 上水道事業会計
- ・ 公立芽室病院事業会計
- ・ 下水道事業会計
- ・ 地域開発事業特別会計

2 審査月日

令和8年8月26日

3 審査の方法

令和7年度芽室町一般会計、特別会計及び事業会計の決算等に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を聴取し、審査の参考としました。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づいて適正に算定されていました。

また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認めました。

なお、審査に付された比率については次のとおりです。

2 健全化判断比率

(健全化判断比率)

(単位：％)

項 目	令 和 7 年度	令 和 6 年度	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.71	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	18.71	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.7	9.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	66.6	66.8	350.0	

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、対象となる一般会計の歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であることから、表示されていません。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、対象となる一般会計及び4特別会計並びに3事業会計の実質収支額の合計額が黒字であることから、表示されていません。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は、対前年度比0.5ポイント増の9.7%となり、早期健全化基準である25.0%を15.3ポイント下回っています。

令和7年単年度の実質公債費比率は、普通交付税の増加により比率の分母となる「標準財政規模(E)」の額が増加したものの、比率の分子となる「地方債の元利償還金(A)」の額が、庁舎建設推進事業に係る公共施設等適正管理推進事業債や草地整備事業に係る辺地対策事業債などの償還開始により増加したことから、前年度に比べ上回っており、3か年平均でも悪化する結果となりました。

(実質公債費比率)

(単位：千円)

項 目	金 額		
	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
地 方 債 の 元 利 償 還 金(A)	1,239,723	1,103,761	1,053,921
地 方 債 の 準 元 利 償 還 金(B)	392,813	433,664	431,878
地方債償還に充当される特定財源(C)	64,128	34,646	39,717
元利償還金・準元利償還金に係る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額(D)	846,754	819,399	779,575
標 準 財 政 規 模(E)	8,160,964	7,905,078	7,661,295
① (A + B) - (C + D)	721,654	683,380	666,507
② (E - D)	7,314,210	7,085,679	6,881,720
実質公債費比率単年度(①/②×100)	9.86647	9.64452	9.68518
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均 値)	9.7%		
早 期 健 全 化 基 準	25.0%		
財 政 再 生 基 準	35.0%		

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和7年度決算においても早期健全化基準の350.0%を大きく下回り、前年度より0.2ポイント減の66.6%となりました。

この要因としては、比率の分子となる「将来負担額(A)」のうち「一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)」は増加したものの、新規地方債借入の抑制により「当年度末一般会計等地方債現在高(a)」が減少したことや比率の分母となる「標準財政規模(E)」が増加したことから、前年度より減少する結果となりました。

(将来負担比率)

(単位：千円)

項 目	金 額			前年 度比
	令和7年度	令和6年度	比較増減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	16,669,824	17,012,683	△342,859	98.0%
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	13,199,780	13,699,217	△499,437	96.4%
債務負担行為に基づく支出予定額(b)	119,152	202,176	△83,024	58.9%
一般会計等以外の特別会計に係る 地方債償還に充てるための一 般会計等からの繰入見込額(c)	2,391,760	2,191,583	200,177	109.1%
組合等が起こした地方債の償還 に係る負担等見込額(d)	212,255	189,151	23,104	112.2%
退職手当支給予定額に係る一般 会計等負担見込額(e)	746,877	730,556	16,321	102.2%
設立法人の負担の額等に係る一 般会計等負担見込額(f)	0	0	0	—
連結実質赤字額(g)	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額相当額の うち一般会計等負担見込額(h)	0	0	0	—
充 当 可 能 財 源 等(i+j+k=B)	11,796,033	12,274,432	△478,399	96.1%
充 当 可 能 基 金 額(i)	3,291,496	3,402,575	△111,079	96.7%
充 当 可 能 特 定 歳 入 額(j)	14,111	21,944	△7,833	64.3%
地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額(k)	8,490,426	8,849,913	△359,487	95.9%
標 準 財 政 規 模(C)	8,160,964	7,905,078	255,886	103.2%
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額(D)	846,754	819,399	27,355	103.3%
① A - B	4,873,791	4,738,251	135,540	102.9%
② C - D	7,314,210	7,085,679	228,531	103.2%
将 来 負 担 比 率 (①/②×100)	66.6%	66.8%	△0.2%	
早期健全化基準	350.0%			

健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率や将来負担比率の算定に係る地方債及び公営企業への繰出金、債務負担行為などの公債費に準ずる経費は、削減や先送りができないものであり、こうした経費の増大は各指標を悪化させ、結果として財政の弾力性が失われることになります。

今後においても、新規地方債の抑制や公営企業に対する繰出金及び債務負担行為の適正化を図り、歳入に見合う歳出の確保により各指標の改善に努め、健全財政の維持を期待するものであります。

3 資金不足比率

(資金不足比率)

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
上 水 道 事 業 会 計	—	20.0
公立芽室病院事業会計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0
地域開発事業特別会計	—	20.0

資金不足比率は、法適用企業に分類される上水道、公立芽室病院及び下水道の3事業会計並びに法非適用企業に分類される地域開発事業の1特別会計の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であり、全ての会計において資金不足は生じていないことから、比率は表示されていません。

今後とも資金不足が生じないように更なる経営の安定化を期待するものであります。